

定期健康診断受診費助成金交付要綱

平成 26 年 3 月 26 日制定
令和 7 年 4 月 25 日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び、健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象健康診断の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる健康診断は、労働安全衛生法規則第 4 4 条の定期健康診断とし、次に掲げる項目を受診した運送事業者に常時使用される運転者とする。

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT及びガンマーGTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

(助成対象額及び受診人数上限)

第 3 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、定期健康診断が完了したときは、第 5 条の期日までに、様式 1 「定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、並びに、受診したことが確認（医療機関から発行される領収証、健康診断の種類及びその受診人数）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する当該年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成26年3月26日）

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和6年4月26日）

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

附則（令和7年4月25日）

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。